

令和3年第9回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和3年9月24日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氷賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (4名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 真武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(4名)

9番 西村 功	13番 木下 豊	20番 菅沼 佳彦
24番 小原 正隆		

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第51号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 10番 (森)

議事録署名人 11番 (代田)

開会 令和3年9月24日 午後3時02分
局長 (野村 隆二君)
それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
定刻となりましたので、ただいまから令和3年第9回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。
初めに氣賀澤会長、挨拶をお願いします。
会長 (氣賀澤 道雄君)
どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
コロナの状況につきましてはまだまだ予断を許さない状況であるということをメディア等でも報じておりますので、まだまだ注意していかなければならないかなあと思っております。
それから、8月の31日には、暑い中、農地パトロールのほうを実施していただきまして、ありがとうございました。
無事全て完了したということを聞いております。どうもありがとうございました。
今日は、この後、認定農業者の会の方々と意見交換会をするという日程も入っておりますので、農業委員会、また協議会のほうをスムーズに進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
よろしくお願ひいたします。
局長 (野村 隆二君)
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読、14番 上田佳子委員、お願いします。
14番 (上田 佳子君)
先日の農地パトロール、大変お疲れさまでした。
私どものグループは、吉瀬と、そして中沢の永見山地区を回らせてもらいました。山林、原野に戻っている山間の農地も多く、先人の御苦労に頭が下がる思いでした。
西山の麓に暮らす私にとって中沢からの眺めはいつも新鮮かつ絶景で、改めて駒ヶ根市の美しさに感動してまいりました。
さて、花業界に身を置く者として、本日はコロナ禍の花の業界の様子を御紹介できればと思います。
新聞報道等でも時折取り上げられていますので御存じの方も多いかと思いますが、昨年の春は、卒業式、入学式が縮小、取りやめとなる中、丹精込めて育てた花が廃棄されるという悲しいニュースもありました。
冠婚葬祭は今も縮小や中止、延期、ホテルや企業の挿花も控えられ、いわゆる業務用の生花の需要が減少、激減しています。

そんな中、昨年はリモートワークの広がりに合わせて観葉植物がとてもよく動いたそうです。

また、旅行や外出を控える中、おうち時間とも言われる在宅時間が増えたことで野菜や花を育て始める方が増え、植物に関心を示す方の裾野が広がりました。

花を飾ることでチラシいたく、自分への御褒美といった感覚を持つ若い女性が増えているとも聞きます。

実際に「お花を育てるに目覚め、ほぼ一日庭いじりをしている。」と目を輝かせて生き生きされている若い女性が訪ねてこられたり、「植物を育てるにはまった。」と楽しそうにお話される方から問合せをいただいたりすることもあります。

これまで50代60代70代の方々が主な購買層でした。忙しく働く若い方がおうち時間を過ごす中で植物のよさに気づいてくれた。園芸業界としては広がった裾野を大切に育てていく必要があります。

植物や自然から元気をもらい、一人でも多くの方に心穏やかに生活していただきたいと感じています。

コロナが落ち着いた頃、きっと都会から多くの方が自然を求めて信州そして駒ヶ根市に来られると思います。

農地を適正に管理、維持できることは、ふるさとの自然、景観を守ることにもなります。農業界に若い手を招き入れるためにも、農家にこだわらず、私たちのふるさとを守る方策が必要ではと感じています。

本日は認定農業者の皆さんとの意見交換会もあります。ぜひ有意義な時間にできればと思っています。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（氣賀澤 道雄君）

これより令和3年9月1日付、告示第9号をもって招集した令和3年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9番 西村功委員、13番 木下豊委員、20番 菅沼佳彦推進委員、24番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において10番春日知也委員、11番 代田和美委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更一で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の南東1筆348m²になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、貸し倉庫。

変更理由でございますが、当初計画は貸し倉庫を設置する予定であったが、自身の体調不良により貸し倉庫の設置を断念した、承継計画は借家住まいである承継者が住宅の新築を計画したため住宅用地として転用したいというものでございます。

同日5条申請がございますので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

3番 (堀 敏君)

地図を見ていただきますと分かりますが、[REDACTED]の南東に位置しております。

当初は貸し倉庫という計画であったようでございますが、[REDACTED]さんは高齢かつ病弱ということで、現在は認定農業者の方に貸付けして耕作を今までここで行ってきたということであります。今回は病弱、高齢ということで住宅として転用をしたいというような話なので、特に問題はないと思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (宮下 修君)
この地図を見ますと、右側のところは大規模に [REDACTED] かなんかで建つ
ておるのがありますよね。

3番 (堀 敏君)
はい。

12番 (宮下 修君)
これは以前許可になって、今建てているわけですけど、それと続くというよ
うなことはないのでしょうか。個人の住宅だけですか。

3番 (堀 敏君)
黒塗りの右側部分に転用許可済みというふうになっていますけれども、ここ
は今アパートを建築しています。
今のこの案件の部分はアパートじゃなくて個人住宅になります。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第47号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第47号 農地法第5条の規定による
許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いた
しました。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは、議案書3ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい
ただきます。

1件でございます。
場所につきましては4ページ左側を御覧ください。
3-1で表示した場所になります。
南割区、[REDACTED] の北1筆1,280m²になります。

3ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、

譲渡人は管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
以上1件について御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

5番 (堺澤 務君)
この土地ですけれども、この隣の部分、これと一体の農地として既に借り受けて耕作していた土地であります。譲渡人の■さんが90歳を超える高齢であって、その土地をそろそろ処分したいということでお話があり、仲介しましてこちらのほうへ買っていただくという形になりましたので、特に問題ありません。

会長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第48号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは、議案書5ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。
4-1で表示した場所になります。
町2区、■の南1筆173m²になります。
5ページにお戻りください。
申請目的でございますが、駐車場。
理由でございますが、申請人は近隣のアパート及び事務所の駐車場が不足し

ていることから申請地を駐車場用地として使用したいというものでございます。

アパートと事務所の位置でございますが、図面で見ますと、それぞれ申請地北側の [REDACTED]、また [REDACTED] と表示のある建物になります。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種となりまして、不許可の例外として非代替性で見ております。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの右側を御覧ください。

4-2 で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED] の東 1 筆 346 m² になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は、相続した当地に以前より住宅が建っていたが過去に農地法の手続を取っていないことが判明したため、今回手続を取り将来的に自身が居住するための住宅用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、平成 23 年 3 月 30 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見ております。

計 2 件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

11番 (代田 和美君)

1 番です。

現地は、一応、地的には畠となっておりますが、今までほとんど耕作されていない場所でした。

それで、近くに所有者自身のアパートもあり、駐車場が少ないということで駐車場にしたいということですので、問題ないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

2 番ですが、上赤須区にある土地になります。

申請人は親からこの土地を相続しまして、いずれはここに住みたいという意向を持っております。

それで、既にもう大きな家が建っておりまして、申請については問題ないと判断しております。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第49号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは、議案書7ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計6件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割2区、■■■の南1筆41m²となります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

図面上では申請地西側の■■さんと表示のある住宅が譲受人の住宅となりまして、こちらの敷地を拡張する計画であります。

変更理由でございますが、譲受人は市道から住宅への進入路が狭く危険なことから、安全性を確保するため進入路の拡張を目的として当地を取得したい、譲渡人は水路の付け替え工事を譲受人が行うことを条件として、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年8月5日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見ております。

続きまして 2 番となります、場所につきましては 8 ページ右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED] の北 1 筆 1,605 m² のうち 303 m² になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

地図上の申請地南側に [REDACTED] さんと表示のある住宅がございますが、こちらが事業計画者の自宅になり、駐車場を目的として敷地を拡張する計画となっております。

変更理由でございますが、譲受人は駐車スペースが不足するため自宅の隣接地を駐車場として使用していたが、農地法の手続を取っていなかったことから今回手続を取り駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見ております。

続きまして 3 番となります、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

町 3 区、[REDACTED] の南 1 筆 308 m² になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の建築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は相続で取得した農地であり耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、工業地域となっておりまして、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 4 番となります、場所につきましては 9 ページ右側を御覧ください。

5—4 で表示した場所になります。

町 4 区、[REDACTED] の南東 1 筆 348 m² になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり住宅の建築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は体調不良のため耕作が困難であり譲受人の要

請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED]の東4筆、計766m²になります。

申請目的でございますが、住宅敷地。

地図上の申請地隣接に[REDACTED]さんと表示のある住宅がございますが、こちらの住宅を事業計画者が取得し、家庭菜園及び駐車場目的として敷地を拡張する計画となっております。

変更理由でございますが、譲受人は取得予定の住宅の敷地を拡張し駐車場及び家庭菜園として利用するため当地を取得したい、譲渡人は市外に居住しており農地の管理が困難なため、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6番となりますが、場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の北1筆120m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、賃借人は現在借家住まいであり住宅の建築を計画したため当地を使用したい、賃貸人は賃借人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年7月2日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

以上6件につきまして御審議をお願いいたします。

会長
(氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2番
(塩木 操君)

1番の件ですが、内容は備考に書かれているとおりのものです。

現地確認をしましたところ、譲受人の玄関までの通路が非常に狭くて、1mちょっとくらいのところで、お隣の現状は畑なのですが、畑との段差が2mく

らいあるところに石垣を築いてあって、一見しても危ないような感じがしました。

その石垣のすぐ下に小川が流れているのですが、一応水路ということになつておりまして、水路と石垣を少し広げて住宅への進入路を広げたいということで、話し合いによって2者で相談できた話であり、この部分は第三者が関わっていないということで、問題なしとの判断です。

以上です。

5 番 (堺澤 務君)

2番ですけれども、地図のほうを見ていただきまして、こちらの黒塗りの左側の部分が一連の農地となっておりますが、この黒塗りの部分は畦畔が2mほどありまして一体として利用することが不可能であること、また■さんと■さんは親戚関係になりまして、既に住宅を建てたときから駐車場として利用しており、特に問題ありません。

3 番 (堀 敏君)

3番です。

9月4日に現地の確認をいたしました。

現地は■の南、■の東100mくらいのところで、地図を見ていただきますとお分かりになると思いますが、個人住宅が何軒も並んでいるということで、特に農地としてこれから残さなくちゃいけないというような理由はないと思いますので、特に問題ないと思います。

それから、4番目は先ほどお話しましたとおり■さんが非常に高齢、病弱ということで、貸し倉庫から住宅に移行するという案件でございます。

以上です。

15番 (倉田 益式君)

5番です。

地図は10ページの左側を御覧ください。

説明ありましたけど、現地は周囲がほとんど住宅に囲まれた状態であります、黒塗りの部分及び■と書いてある家が1件ありますけれども、今回ここも含めて全て取得すると、■があるのですけれど、そこ全部地続きの形になります。

農振法等のほうに第1種低層住居専用地域と書かれているのは、■の近隣ですので景観条例があります。場所的にも特に問題なく、許可して問題ないと思います。

以上です。

23番 (宮澤 秀一君)

6番ですが、9月4日、大沼推進委員とともに現地を確認いたしました。

地図にあるとおり三方が建物であり、周辺農地への影響はないと判断をいたしました。

なお、周囲には農地もまだ残っておりますので、許可申請書の記載のとおり雨水は自然浸透で対応してくださいというふうなことを付記しておきました。以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1番 (村上 英登君)

2番の案件なのですが、■さんって入り口っていうのは今までというか、このうちちは古いうちなのでしょうか。

5番 (堺澤 務君)

こちらへ出てきた方ですけれども、入り口は黒塗りの右端のほうを使っていましたようですが、親戚関係にあったので、この部分が転用を漏れていたと思われるところです。

主査 (出口 大悟君)

補足説明をすみません。

今、市道から住宅への進入路というお話をされたのですが、実は、今回の申請は黒塗りになっている部分なのですが、そのすぐ東側、この地図で見ると農地のような扱いになっていますが、この東側にもう少し宅地部分がありまして、進入路のほうについては宅地で確保できておりますので、そこが許可を取っていなかったとか、そういうことではないです。

ただ、駐車場部分については許可を取らずに使用してしまっていたので、今回是正するという意味で追認の申請を出してきたということになっております。

1番 (村上 英登君)

では、進入路のほうはもともとあったっていうことなのですね。

分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに何か意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第50号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第50号 農地法第5条の規定による

	許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
	議案第 51 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。
次 長	提案理由の説明を求めます。
	(大野 秀悟君)
	それでは、議案書 11 ページをお開きください。
	農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。
	農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
	まず公告年月日でございますが、令和 3 年 9 月 30 日。
	期間の終期でございますが、契約期間は 5 年で、田んぼが 3,924 m ² 、合計も 3,924 m ² でございます。
	貸手が 1 で、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
	12 ページが利用権設定をする各筆明細となっておりまして、1 名の土地所有者が長野県農業開発公社に 1 筆を貸し付けるということになっております。
	権利の種類につきましては賃貸借権の設定ということになっております。
	以上につきまして御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、13 ページにある表のとおり扱い手へ記載の内容で貸し付ける予定でございますので、御確認をお願いいたします。
	以上でございます。
会 長	(氣賀澤 道雄君)
	これより質疑、意見に入ります。
	質問、御意見ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
会 長	(氣賀澤 道雄君)
	議案第 51 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
会 長	(氣賀澤 道雄君)
	御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
	以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
	これにて令和 3 年第 9 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
	お疲れさまでございました。
閉 会	午後 3 時 35 分